

☆東証公式 Facebook

<https://www.facebook.com/TokyoStockExchange>

★東証公式 twitter

https://twitter.com/tse_pr

【本日の目次】

1. 市況情報

- ◆本日の株価指標等
- ◆第一部前・後場概況

2. マーケットニュース

3. セミナー情報

4. コラム

- ◆証券取引等監視委員会からの寄稿

※ 以下については、証券取引等監視委員会のウェブサイト掲載にあたり、上記目次4. コラムを抜粋しております。

- ◆証券取引等監視委員会からの寄稿

投稿No. 171

1. 株式会社ウィンヴォル外3社に対する勧告等について

関東財務局が実施した株式会社ウィンヴォル（以下「ウィンヴォル社」とい

います。)、ウィンヴォル・ステーション合同会社、ウィンヴォル・ドリーム合同会社及びウィンヴォル・ファルコン合同会社(以下、合同会社3社を併せて「合同会社3社」といいます。))に対する検査の結果、これら4社(いずれも適格機関投資家等特例業務届出者)において重大な問題が認められたことから、平成28年10月28日、証券取引等監視委員会(以下「証券監視委」といいます。))は、金融庁長官に対して行政処分を行うよう勧告しました。

適格機関投資家等特例業務届出者(いわゆる「プロ向けファンド業者」)に係る行政処分勧告は、平成28年10月7日の東京アジアレプラカン株式会社について2件目です。

なお、ウィンヴォル社及び合同会社3社については、前回検査において出資金の流用等が認められており、平成26年12月、関東財務局から当該行為を直ちに取りやめるよう警告書が発出されていました。

- ・ H28. 10. 28 株式会社ウィンヴォル外3社に対する検査結果及び勧告について
(http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2016/2016/20161028-3.htm)

【事案の概要】

ウィンヴォル社及び同社が代表社員を務める合同会社3社(以下「ウィンヴォル外3社」といいます。))は、適格機関投資家等特例業務(以下「特例業務」といいます。))として、匿名組合(以下「ファンド」といいます。))の出資持分の取得勧誘及び出資金の有価証券運用を行っています。

特例業務の要件の1つに適格機関投資家(いわゆるプロ)からの出資がありますが、ウィンヴォル外3社のファンドには、平成27年1月以降は適格機関投資家からの出資がなく、特例業務の要件を満たしていませんでした。このため、ウィンヴォル外3社が行っていたファンドの運用業務は、金融商品取引業の登録が必要なものとなっていました。

また、ウィンヴォル外3社は、平成26年12月の警告書発出以降も出資金の流用等が是正されておらず、依然として投資者保護上問題のある業務運営を行っていました。

なお、ウィンヴォル外3社に対しては、平成28年11月4日、関東財務局から(1)業務廃止命令、(2)業務改善命令の行政処分が発出されました。

【備考】

特例業務届出者は、いわゆるプロ投資家を相手に業務を行う者です。金融商品取引法の改正により、プロ投資家以外の出資者の範囲が見直され、平成28年3月1日以降は、一般個人の出資は原則として禁止となっています。

2. 最近の取引調査に基づく勧告について

証券監視委は、取引調査の結果に基づいて、以下の事案について課徴金納付命令勧告を行いました。

・ H28. 10. 28 日本精密株式会社との契約締結交渉者及び同人からの情報受領者2名によるインサイダー取引違反並びに当該契約締結交渉者による重要事実に係る伝達推奨違反に対する課徴金納付命令の勧告について

(http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2016/2016/20161028-1.htm)

・ H28. 11. 1 株式会社ALBERT役員からの情報受領者3名によるインサイダー取引に対する課徴金納付命令の勧告について

(http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2016/2016/20161101-1.htm)

(1) 日本精密株式会社との契約締結交渉者及び同人からの情報受領者2名によるインサイダー取引違反並びに当該契約締結交渉者による重要事実に係る伝達推奨違反に対する課徴金納付命令の勧告について

【事案の概要】

本件は、課徴金納付命令対象者（以下、本節において「対象者」といいます。）が3名であり、そのうち対象者（1）が行った違反行為事実が4つ（A～D）ある、やや複雑な事案です。

・ 対象者（1）について

違反行為事実Aは、対象者（1）が、日本精密株式会社（以下「日本精密」といいます。）との間で行っていた、契約締結の交渉に関し、同社の業務執行を決定する機関が、同社の発行する株式を引き受ける者の募集及び募集新株予約権を引き受ける者の募集を行うことについての決定をした旨の重要事実（以下、本節において「本件重要事実」といいます。）を知りながら、本件重要事実の公表前に、日本精密株式を自己名義の口座を用いて買い付けたものです。

違反行為事実B及びCは、対象者（1）が、本件重要事実を、対象者（2）及び（3）に対し、本件重要事実の公表前に日本精密株式の買付けをさせることにより両名に利益を得させる目的をもって伝達したものであり、対象者（2）及び（3）は、本件重要事実の公表前に、それぞれ自己の計算において、日本精密株式を買い付けています。

違反行為事実Dは、対象者（1）が被推奨者丙に対し、本件重要事実の公表前に日本精密株式の買付けをさせることにより丙に利益を得させる目的をもつ

て、日本精密株式の買付けを勧めたものであり、被推奨者丙は、本件重要事実の公表前に、自己の計算において、日本精密株式を買い付けています。

・対象者（２）及び（３）について

対象者（１）から本件重要事実の伝達を受けながら、本件重要事実の公表前に、それぞれ自己の計算において、日本精密株式を買い付けたものです。

【事案の特色等】

対象者（１）の違反行為事実Dは、平成25年の金融商品取引法改正により導入され、平成26年４月から施行された情報伝達・取引推奨規制のうち、取引推奨規制違反による初の勧告事案です（情報伝達規制違反については、本事案を含めこれまでに５件勧告）。「情報伝達行為」は、被伝達者に利益を得させる等の目的をもって、未公表の重要事実等を伝達することであるのに対し、「取引推奨行為」は、重要事実等を知った者が未公表の重要事実等を伝達することなく、被伝達者に利益を得させる等の目的をもって、取引を勧めることです。情報伝達行為のみを規制した場合には、情報伝達することなく、取引を勧めることによって規制の潜脱的行為が行われる可能性があるため、不正な情報伝達に起因するインサイダー取引を防止するために、取引推奨規制が設けられたものです。

また、対象者（１）に対しては、４つの違反行為についてそれぞれに課徴金を計算し、その合計金額の納付を命ずるよう勧告しています。従って、利益を得させる等の目的をもって、未公表の重要事実等を数多くの友人等に伝達したり、取引を推奨したりすると、伝達者は取引によって利益を得ていない場合であっても、伝達されたり、推奨された者が行った取引金額に応じて多額の課徴金が課せられることになり得るのです。

自身のインサイダー取引だけではなく、情報伝達・取引推奨行為も課徴金納付命令の対象となることをご理解いただき、未公表の重要事実等に接する機会があっても、インサイダー取引の誘惑に負けることのないようにしていただきたいと思います。

本件が広く周知されることにより、インサイダー取引の抑止効果が発揮されることを期待しています。

（２）株式会社ALBERT役員からの情報受領者３名によるインサイダー取引に対する課徴金納付命令の勧告について

【事案の概要】

本事案は、株式会社ALBERT（以下「アルベルト」といいます。）の役員であった者（以下「元役員」といいます。）から情報伝達を受けた３名が課徴金納付命令対象者（以下、本節において「対象者」といいます。）であるイ

ンサイダー取引事案です。

対象者（１）から（３）は、元役員から、同人がその職務に関し知った、同社の経常利益の予想値について、黒字から赤字に転じる見込みであり、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとなる差異が生じた旨の重要事実（以下、本節において「本件重要事実」といいます。）の伝達を受けながら、本件重要事実の公表前にアルベルト株式を売り付けたものです。

【事案の特色等】

証券監視委は、平成28年8月1日、元役員自身のインサイダー取引及び対象者（１）（２）に対する損失の発生を回避させる目的での情報伝達行為による金融商品取引法違反の嫌疑で、元役員を東京地方検察庁に告発しました。

本事案は、元役員から情報伝達を受けた者3名に対する課徴金納付命令の勧告となります。

このように証券監視委は、告発事案と課徴金勧告事案を一体的かつ迅速に処理しており、今後も、取引金額や課徴金額の多寡に関わらず不公正取引に対して厳正に対処してまいります。

3. 最近の開示検査に基づく勧告について

証券監視委は、開示検査の結果に基づいて、平成28年10月28日に以下の事案について課徴金納付命令勧告を行いました。

・ H28. 10. 28 モジュール株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告について

(http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2016/2016/20161028-2.htm)

1 事案の特色

本件は、過去（平成22年4月）に開示規制違反により課徴金納付命令を受けたモジュール株式会社（注）（以下「モジュール」といいます。）が、公表した業績予想を達成するため、その当時の代表取締役（以下「元代表取締役」といいます。）の主導の下、循環取引などを行って架空売上を計上するという不適正な会計処理を行い、虚偽記載のある有価証券報告書等を提出したものです。

このように、本件は、過去に開示規制違反により課徴金納付命令を受けたにもかかわらず、元代表取締役が、再度、自らの主導により虚偽記載のある有価証券報告書等を提出したという悪質な事案であることから、課徴金納付命令の勧告を行ったものです。

（注）モジュールは、東京証券取引所JASDAQグロースの上場会社でしたが、平成

28年11月1日に上場廃止になりました。

2 事案の概要

(1) 概要

パソコン及びサーバーの販売・保守・修理等を行うモジュールは、自ら公表した平成27年3月期の業績予想（平成26年5月9日公表）を達成するため、元代表取締役の主導の下、サーバー等の販売について循環取引などを行い、平成27年3月期に架空売上を計上しました。

これにより、モジュールは、

1) 過大な売上高、当期純利益等を計上した財務諸表を記載した平成27年3月期有価証券報告書を平成27年6月18日に関東財務局長に提出し、

2) 1) の重要な事項について虚偽記載のある平成27年3月期有価証券報告書を組込情報とする有価証券届出書（株券及び新株予約権証券の募集）を平成28年1月6日に関東財務局長に提出し、株券及び新株予約権証券を取得させたことから、金融商品取引法に基づき、課徴金（算定される課徴金の額は1,956万円です。）を納付することを命ずる旨の決定を行うよう内閣総理大臣及び金融庁長官に対して勧告を行いました。

(2) 不適正な会計処理の概要

モジュールが行った循環取引及びそれらに係る不適正な会計処理の概要は、次のとおりです

(図1 (<http://www.fsa.go.jp/sesc/message/20161118-1/01.gif>)

・図2 (<http://www.fsa.go.jp/sesc/message/20161118-1/02.gif>))。

1) 平成27年2月末頃、元代表取締役が売掛金の回収を偽装する循環取引を考案し、同年3月にかけて、D社に循環取引についての協力依頼をするとともに、モジュールの従業員に必要な書類の作成等を指示し、循環取引の外観を整えました。これにより、モジュールは、平成27年3月期に、A社から103百万円（消費税込み）で購入したサーバー等をD社に対して106百万円（消費税込み）で販売したとして売上を計上し、これらの取引で発生したA社に対する買掛金及びD社に対する売掛金を、図1のような資金循環（実線矢印（i）～（v））によってそれぞれ決済しました。

2) 平成27年3月頃、元代表取締役は、E社に協力を依頼するとともに、モジュールの従業員に必要な書類の作成等を指示して取引の外観を整え、資産計上していたサーバー等をE社に164百万円（消費税込み）で販売したとして売上を計上しました。この売上に係るE社に対する売掛金の支払原資は、

(a) モジュールがソフトウェアをA社から103百万円（消費税込み）で購入した

ように装うことによって捻出した資金（図2の実線矢印【i】～【iii】）

(b) モジュールがF社に対して79百万円（消費税込み）でソフトウェア開発を発注したように装うことによって捻出された資金（図2の実線矢印【iv】・

【v】）

によるもので、これらの資金がC社からE社を経てモジュールに還流し（図2の太実線矢印【vi】・【vii】）、売掛金の回収が偽装されました。

これら1）及び2）の取引に係る不適正な会計処理により、モジュールの平成27年3月期に係る財務諸表において売上が過大に計上されました。

（3）不適正な会計処理が発生した原因等

本件の不適正な会計処理が発生した直接的な原因は、前回の課徴金納付命令以降、モジュールの内部管理体制が全く改善されていなかったことにあると考えられます。

その背景には、

1）前回の課徴金納付命令の対象となった不適正な会計処理を主導した元代表取締役は、大阪証券取引所（当時、モジュールは大阪証券取引所ヘラクレス市場に上場していました。）の特設注意市場銘柄指定（平成22年10月）の解除に向けた内部管理体制改善の一環として平成25年1月に代表取締役を退任したものの、次の2）のとおり会社を支配し続け、当該特設注意市場銘柄の指定解除（平成25年3月）後に代表取締役に復帰し、今般の不適正な会計処理を主導したというように、元代表取締役のコンプライアンス意識が欠如していた

2）モジュールの取締役4名のうち、元代表取締役以外の取締役は全て非常勤であり、かつ、元代表取締役はモジュールの発行済株式の3割を保有して実質的にモジュールを支配したため、取締役会のチェック機能は全く働かず、同様に、監査役の監査も機能していなかった

というような事情があると考えられます。

証券監視委としては、開示検査等を通じ、企業による適正な情報開示等を実現することにより、投資者保護が図られるよう、今後とも、適切に対応してまいります。

■証券取引等監視委員会ウェブサイト

<http://www.fsa.go.jp/sesc/index.htm>

■証券取引等監視委員会では、その活動状況やウェブサイトの更新情報などを

配信しています。

<http://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.htm>